

第 8 回

熊本県議会

T P P 対策特別委員会会議記録

平成26年9月29日

開 会 中

場所 全員協議会室

第8回 熊本県議会 TPP対策特別委員会会議記録

平成26年9月29日(月曜日)

午後1時29分開議

午後2時19分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) TPP交渉に関する件  
TPP交渉の現状について
- (2) 付託調査事件の閉会中の継続審査について
- (3) その他

出席委員(13人)

副委員長 藤川 隆 夫  
委員 山本 秀 久  
委員 西岡 勝 成  
委員 村上 寅 美  
委員 鬼海 洋 一  
委員 城下 広 作  
委員 松田 三 郎  
委員 吉永 和 世  
委員 佐藤 雅 司  
委員 小早川 宗 弘  
委員 松岡 徹  
委員 淵上 陽 一  
委員 早田 順 一

欠席委員(1人)

委員長 早川 英 明

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

部長 島崎 征 夫  
政策審議監 柳田 誠 喜  
首席審議員兼  
企画課長 小原 雅 晶

知事公室

政策調整監 白石 伸 一

総務部

人事課長 青木 政 俊

健康福祉部

健康福祉政策課長 渡辺 克 淑

首席審議員兼

健康危機管理課長 一 喜美男

医療政策課長 立川 優

国保・高齢者医療課長 大塚 陽 子

環境生活部

環境政策課長 正木 祐 輔

くらしの安全推進課長 開田 哲 生

商工観光労働部

総括審議員兼

政策審議監兼

商工政策課長 高口 義 幸

産業支援課長 古森 美津代

企業立地課長 寺野 慎 吾

農林水産部

政策審議監 濱田 義 之

首席審議員兼

農林水産政策課長 田中 純 二

農産課長 下舞 睦 哉

畜産課長 矢野 利 彦

林業振興課長 江上 憲 二

水産振興課長 平山 泉

土木部

監理課長 成富 守

出納局

管理調達課長 田上 英 充

事務局職員出席者

政務調査課主幹 松野 勇

政務調査課主幹 法川 伸 二

午後1時29分開議

○藤川隆夫副委員長 ただいまから、第8回TPP対策特別委員会を開催します。

審議に入ります前に、ここで、7月15日付で企画振興部長に就任されました島崎部長から、自己紹介を兼ねて御挨拶をお願いいたします。

○島崎企画振興部長 7月15日付で企画振興部長に着任いたしました島崎でございます。よろしくをお願いいたします。

県議会におかれましては、昨年6月に本委員会を設置され、協定参加により経済発展を期待する声がある一方で、国民生活への影響が懸念されるTPPにつきまして、精力的に御活動いただいていると理解しております。特に、これまで7回の意見書を提出されておられるとのことで、心から敬意を表します。

TPP交渉の件につきましては、国と国との間の交渉ではありますが、可能な限りの情報収集や分析、それから県民の方々の不安を解消するための情報提供を行うことで、県としての的確な対応に努めてまいりたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

本日の委員会では、6月議会以降のTPP交渉の現状につきまして御報告させていただきます。

執行部といたしましても、交渉状況を見きわめまして、県議会の皆様と連携をしながら、国への要望活動など、適切な対応を行いたいと思っております。先生方の御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤川隆夫副委員長 それでは、審議に入ります。

まず、執行部からTPP交渉の現状についての説明の後に、一括して質疑を受けた

と思います。

では、説明をお願いいたします。

○小原企画課長 企画課の小原でございます。

本日は、6月議会以降のTPP協定交渉をめぐる主な動きなどについて御説明させていただきます。

資料をめくっていただき、1ページ目をごらんください。

まず、TPP交渉をめぐる最近の主な動きについて御説明させていただきます。

四角囲みとアンダーラインを引いております、6月議会以降の動きを主に説明いたします。

四角囲みの下の段でございますが、6月26日に、本県の主催により、TPP協定に関する説明会を開催いたしました。委員の先生方からも多数の御出席を賜り、改めて御礼を申し上げます。結果概要については、後ほど御説明します。

次の行ですが、7月3日から、カナダのオタワで首席交渉官会合が開催されました。この会合の結果につきましては、7月28日と7月30日に、政府による説明会が東京で開催されておりますので、この後御説明させていただきます。

下から2行目、9月1日から、ベトナム・ハノイにおいて首席交渉官会合が開催されております。こちらの結果につきましては、次の行にあります、9月23日から行われた日米閣僚協議の状況とあわせて、内閣本部のホームページ掲載資料などから抜粋した資料をもって、後ほど説明させていただきます。

続きまして、2ページをごらんください。

ここから資料が縦になります。申しわけございません。

本県が主催して開催しましたTPP協定に関する説明会の結果概要について御説明いたします。

開催日、場所は、記載のとおりです。参加者は、県内の関係団体や行政関係者など約280名。

4つ目の丸のところですが、講師として、TPP政府対策本部から高橋内閣参事官を招き、同参事官からは、TPPの意義や交渉の現状について説明がありました。

5つ目の丸が、主な質疑の内容についてです。

1つ目の矢印ですが、アメリカから賠償を求められることに関する質問でしたが、高橋参事官からは、ISDS、これは投資家と国による紛争解決手続に関するのですが、これについて説明があり、ISDSには日本の企業にとってもメリットがあり、これまで日本が結んだ経済連携協定、投資協定でもISDS条項を含んでいるが、日本が訴えられた実績がないことを説明されました。

2つ目の矢印については、中山間地域の農業についての質問でしたが、TPPいかににかかわらず、政府として対策を考えていくことを説明されました。

3つ目の矢印については、衆参農林水産委員会決議に関しての政府の交渉姿勢との整合性を問う質問があり、高橋参事官は、国会の承認を得られるべく、全力で交渉に当たっていると答えました。

なお、当説明会の開催が、TPPの交渉状況や国の考え方などの情報を政府から県民に直接提供し、また、地方の意見を直接政府へ伝えることができた機会になったと考えています。

県主催の説明会に関する結果概要については以上です。

続きまして、3ページをごらんください。

3ページから次の6ページまでが、7月30日に東京で開催された、都道府県を対象とした政府の説明会の資料でございます。本県からは、東京事務所職員が出席しております。

3ページの4つ目の丸のところ、資料のところでございますが、資料1、TPP首席交渉官会合の結果概要と、資料2、鶴岡首席交渉官による記者会見の冒頭発言については、それぞれ次の4ページ、それから、5ページ、6ページとなります。

それでは、4ページをごらんください。

カナダで行われた首席交渉官会合の結果について、内閣官房TPP政府対策本部がまとめたものです。

1行目からですが、7月3日から12日まで、首席交渉官会合及び交渉官レベルの分野別作業部会が開催され、日本からは鶴岡首席交渉官と分野別の交渉官が出席しました。

下の1つ目の丸をごらんください。

首席交渉官会合においては、物品テキスト、原産地規則などのルール分野について議論され、アンダーラインにありますとおり、決着可能な論点については論議を収めさせ、残された論点については期限を区切って分野別交渉官に議論させるなど、作業計画を具体化したと書かれております。

首席交渉官会合では、難航分野である知的財産、国有企業以外の非難航分野については、相当整理が進んだとの説明がありました。

分野ごとの説明としては、SPS、これは食の安全に関することですが、既存の協定と同じ内容であるのは以前から説明していたが、紛争処理のメカニズムについて対立があり、専門家同士の対応のプロセスを

入れるという方向で最終調整に入っているとの説明がありました。

投資につきましては、この中のISDSについては、閣僚案件であり、議論をしていないとの説明でした。

政府調達については、今の日本の仕組みを変えるというより、他の国をどうするかという問題であり、日本からは、日本、アメリカ、カナダ、シンガポール以外のWTO政府調達協定に参加していない国々の基準が高過ぎるので、もっと下げてほしいという交渉をしているとの説明がっております。

アンダーライン部分最後の作業計画を具体化したとありますが、残った論点について、締め切りを設けて、それまでに固めようという作業計画ができていたとのことでした。

次に、2つ目の白丸のところでございますが、アンダーラインにありますように、原産地規則、知的財産、投資、法的・制度的事項、繊維、NCM、国有企業について、首席交渉官会合のほかに、作業部会を設けて精力的に議論が行われたと書かれております。

なお、NCMとは、投資やサービス分野についての規制緩和の議論のことで、二国間で並行して交渉を行っているとのことでした。

難航分野である知的財産と国有企業についてですが、知的財産においては、大きく分けて著作権関係、医薬品関係、地理的表示関係の論点があり、ほとんど閣僚が判断する論点とのことでした。ただし、事務方のできる細かい論点も多いとのことでした。

国有企業においては、国有企業が、その国内で行う公共目的でのサービスについて、国が助成することは規制から外すという方

向でおおむね合意が得られ、日本の心配もほぼなくなったとの説明がありました。ただし、たくさんの国有企業を抱えている国もあり、例外をどうするかという作業に時間がかかるとのことでした。

3つ目の丸をごらんください。

アンダーラインの部分ですが、全ての交渉参加国と首席交渉官レベルでの二国間会合も開催され、二国間の懸案の解決に向けた議論を行ったとのことでした。

4つ目の白丸をごらんください。

アンダーラインの部分ですが、関税を含む物品市場アクセスについて、分野別の交渉官による二国間協議も精力的に行われました。この関税を含む物品市場アクセスについては、ほぼ全ての国と二国間の協議を進めたとのことでした。

5月の閣僚協議では、甘利大臣が、関税を全部撤廃すると言われてもできないが、リクエストを絞り込んでくれれば、真剣に協議に応じるとの話をされたそうです。

これを受けて、事務方で協議を進めて、まもなく最終段階という国が幾つかあるという説明がありました。

資料をめくっていただき、5ページと6ページをごらんください。

こちらについては、交渉団の日本側のトップである鶴岡首席交渉官による、7月3日から12日にカナダで開催された首席交渉官会合の終了後に行われた記者会見の冒頭発言です。

交渉の中身については、ただいま4ページで説明いたしましたので、詳しい説明は省かせていただきます。

1点、5ページの冒頭に、全体の評価について言及されています。

最初のアンダーラインと2番目のアンダーラインにありますように、これまでより

大きな進展を見たと言えるが、今後容易に困難な課題が解決していくという見通しを立てるには至っていないとのこと。

資料をめくっていただき、7ページをごらんください。

次に、今月9月1日から10日にベトナムで行われた首席交渉官会合の結果概要について御説明いたします。

なお、この首席交渉官会合についての説明会は開催されておられません。したがって、この会合の結果概要につきましては、内閣官房TPP政府対策本部のホームページ資料からまとめたもので説明をいたします。

この会合には、鶴岡首席交渉官と分野別交渉官が出席しております。

1番目の白丸については、アンダーラインのところですが、首席交渉官レベルで整理すべき論点を含んだ分野でございます。

2番目の白丸については、首席交渉官レベルの下の分野別交渉官で整理すべき技術的論点を含んだ分野です。

なお、技術的論点とは、内容について合意があったものを、どのような文言で条約の条文に反映させるかという作業のことです。

1番目と2番目の丸の交渉分野についてですが、この会合では、7月のカナダで開催された首席交渉官会合で議論した分野に加え、カナダでの首席交渉官会合では議論されなかった難航分野とされる環境についても議論されております。

この首席交渉官会合では、7月の首席交渉官会合での議論の続きとともに、難航分野も扱うこととされており、環境については、途上国の懸念事項にどう応えるか、引き続き議論を行うことを、9月10日、首席交渉官会合終了後に、TPP政府対策本部

の澁谷内閣審議官が記者に説明しております。

結果につきましては、4つ目の丸のところをごらんください。

9月10日の首席交渉官会合の最終日に、TPP政府対策本部の澁谷内閣審議官が、記者ブリーフィングにおいて発言された結果のコメントを記載しております。

1つ目の矢印ですが、知的財産権、国有企業、環境以外の難航していない分野については、論点を決着させるものは決着し、それ以外についても、論点を相当程度絞った上で、早い期限を切って議論を収れんさせることとしたとあります。

2つ目の矢印についてですが、市場アクセスについても、着実な進展を見ることができたとのこと。

この会合では、首席交渉官レベルの下の分野別交渉官レベルにおいて、関税などの市場アクセスに関する二国間交渉が行われたそうです。

なお、この意味合いについてですが、政府本部の澁谷内閣審議官と記者とのやりとりでは、各国の関心や日本に求めるものが違う中で、各国の関心を丁寧に聞き、できる範囲でどうやったら日本が応えられるのか、どういう形で合意点に近づけるのかという議論をし、理解が進んだという意味とあります。

3つ目の矢印をごらんください。

難航分野については一定の進展があったが、政治レベル、これはいわゆる閣僚で判断するということですが、政治レベルで解決すべきことも含めて、まだ多くの課題が残されているとあります。

閣僚で判断する論点は、投資分野のISDSや知的財産分野の医薬品のデータ保護期間の扱いなどと説明があっており、首席

交渉官レベルでは余り議論を行っていないとのことです。

4つ目の矢印をごらんください。

引き続き、交渉と国内調整、日本を含めた参加12カ国が国内調整を行うことになったとのことです。

最後に、5番目の矢印をごらんください。

今後のスケジュールについては、首席交渉官や閣僚の会合をいつ開催させるか、スケジュールは未定であるとのことです。

今回の会合の結果について、渋谷内閣審議官は、記者とのやりとりで補足していますが、難航分野では、一見劇的に論点の数が減るという意味での進展はなかったのは事実だと思うが、今後どういうやり方で煮詰めていくのかという点について共通認識を得られたという意味では、合意に向けた必要なプロセスを踏んだということと説明しています。

9月にベトナム・ハノイで開催されたTPP首席交渉官会合の結果は以上でございます。

続きまして、8ページをごらんください。

こちらにつきましては、TPP政府対策本部のホームページ及び他省庁のホームページに掲載された情報から、日米協議について、最近の交渉の経過をまとめております。

まず、(1)自動車分野等に係る外務省の森経済担当大使が行う協議ですが、こちらは7月16日から3回開催されております。

次に、(2)主に農産品重要5項目の関税を含む市場アクセスについて、大江首席交渉官代理が行う協議についてですが、7月14日から3回開催されております。

関税率やセーフガードの発動基準を含む農産品に係る協議の結果につきましては、9月10日に行われた大江首席交渉官代理が

行った記者会見からの発言を抜粋しております。

まず、1行目ですが、今回の進展は極めて限られたものとあります。また、3行目で、市場アクセス交渉は、ここ1～2カ月でまとめないといけないと思っているとあります。

なお、記者会見では、大江首席交渉官代理から、関税率などの具体的な数値まで踏み込んで協議を行っているのではなく、6月に説明した関税やセーフガードなどの方程式の枠組みについて、相場間の話を行っており、豚肉、牛肉のセーフガードについては、双方にかなりの距離感があるとの発言があっています。

次に、(3)について、甘利経済再生担当大臣とフロマン米国通商代表によるTPPに関する日米閣僚協議が、米国・ワシントンにおいて、先週の9月23日から24日にかけて行われております。

結果につきましては、政府からは、この協議の記者会見の内容がまだホームページに掲載されておりませんので、本資料には掲載しておりません。ここからは、報道からの情報となりますが、甘利大臣が記者団に語った発言などを御紹介いたします。

9月23日、交渉1日目の結果として、甘利大臣は、全く先が見えないわけではないが、容易に打開できる状況ではない、譲れない線がどこにあるのかということは絞られてきたと説明。譲れない線とは、セーフガードの扱いなどに関することと思われませんが、かなり厳しい、絞り込んだ話をしてしていると語っています。

この日米閣僚級協議においては、並行して、重要農産物やアメリカ側の関心が強い日本の自動車分野の非関税措置をめぐり、実務者レベルの折衝を続けたと報道されて

います。閣僚が判断できる論点、実務者が詰めるべき論点について、同時並行で協議されたと考えられます。

9月24日、2日目を終えて、甘利大臣は、当方は柔軟性のある提案をしたが、さらなる進展は得られなかったと述べられ、提案とは農産物に関することと思われませんが、協議は不調に終わったことを示しました。また、米側と議論がかみ合わなかった、お互いが譲歩しているとは受け取れなかったとも述べています。

一部報道によりますと、日本が提案を示す一方、米国は、これまで関税撤廃の方向で進んできた議論を蒸し返し、自動車部品に関する関税撤廃はできないと通告してきたとありました。

今後について、甘利大臣は、未定であり、日米二国間の閣僚折衝は行う予定はない、米国以外の他の交渉参加国との二国間交渉を加速させたいとのことでした。

なお、米国の通商代表部のホームページでは、今回の協議についての声明が掲載されており、未解決分野、農業と自動車を焦点として議論を行い、この重要な未解決問題について、さらなる進展を図れなかったとされています。

また、帰国後に甘利大臣は、最後の日米閣僚協議と覚悟を決めて、思い切った柔軟性を示したが、米国側の誠意ある対応が見られなかったことで、先に進んでいかなかったとし、今後の対応について、米国以外の国との交渉は、誠意を持って順調に進んでいる、できるだけ加速していきたいと語っています。

最後に、(4)のバイデン米国副大統領による安倍総理への表敬について掲載しております。

これは、26日に、国連総会出席のためニ

ューヨークを訪問中の安倍総理に、バイデン副大統領が表敬を行ったものです。報道によりますと、この表敬にはフロマン通商代表も同席したようでございます。

この表敬の中で、TPPについても取り上げられており、3番目の矢印ですが、日米のトップが交渉担当者に指示を出し、柔軟性を持ってTPP交渉の早期妥結に、引き続き努力していくことを確認したとのことでした。

なお、米国大統領府のホームページには、副大統領と安倍総理は、TPPの戦略的、経済的重要性とともに、農業と自動車を含む二国間の未解決問題を、交渉において、可能な限り早く解決する必要性について同意したと掲載されております。

資料の説明は以上でございます。

オバマ大統領が言及したとされる、11月中に中国においてAPEC首脳会議が予定されておりますが、この11月中にTPPに参加する12カ国の首脳会合が開催され、大筋合意ができるかどうか今後の焦点になるかと思われます。

説明は以上でございますが、引き続き、県議会の皆様とも連携しながら、情報収集や政府に対する要望活動等を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

○藤川隆夫副委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

何かありませんか。

○早田順一委員 今説明をお聞きしましたがけれども、やはりまだなかなか進展が見られないわけで、国からの情報というもの、この文章を見てみると、何か作業計画を具



体化したとか、精力的に議論とか、解決に向けた議論とか、何か漠然とした内容しかわからないというのが今の現状だというふうに思います。

ただ、この自動車分野と農産物が難航するんじゃないかということが言われていますけれども、それ以外のことに関しては、例えば100あるうちのどれぐらいまではもう交渉が終わっているとか、何かそういう、何と言うんですかね、今は全然、どこまで、何がどう進んでいるのか全く見えないものですから、何か漠然とでもいいですから、100のうちどれぐらいは大体交渉が終わっているとか、そういうのも何かわからないんでしょうか。

○小原企画課長 政府が発表している情報プラス報道関係、報道筋からの判断というか、判断するしかないんでございますけれども、基本的に、アメリカとの日米交渉の中では、やはりこの農産、例の5品目、それから自動車の関税の撤廃、特に自動車については、自動車とトラックの部分が、それぞれ可能な限り後ろ倒しにして関税を廃止するのが今協議になっていて、自動車部品に関しては、即関税撤廃という話が今まで情報の中では流れていたんですが、それを今度米国は、やはり2.5%関税をそのままできる限り残してくれという方向になっているみたいですし、日本との農産物の交渉に関しましては、例の5項目、米、麦、牛・豚、乳製品と砂糖の分ですが、そのうちでも特にこの牛・豚、それから乳製品についてが一番交渉が難航しているということで、この3つが決まらないと、ほかの米、麦も最終的には決まらないというような話がある模様でございます。

また、それ以外のたくさんの分野の中で、

ここで説明も申し上げましたけれども、知的財産、これは医薬品の問題とか、あと著作権の問題が入っていますけれども、申し上げた問題、それから国有企業、それから環境の問題というのが大きな分野になっていますが、そういった全てが——TPPの条約というのは、全てがパッケージになっておまして、一つずつ積み上げて、最後に残ったものを決めるのではなくて、やっぱり最後の部分が決まらないと、ほかの部分も、まあ政府の説明では寸どめと言っているんですけれども、ぎりぎりのところで最後までやはり皆さん決めずにそのまま残しておいて、最後、一番交渉が難しい分野が決まって、最後の、例えばパズルのピースがはまるようにしてはまれば全体が決まってしまうという、そういうような進め方で現在のTPPの交渉が進んでいるというふうに伺っておるし、それぞれの報道からの情報から判断すると、そういうことじゃないかなというふうに思っております。

○早田順一委員 ということは、結局は、交渉事が幾つあるかわかりませんが、どれもほとんど決まってなくて、重要なものをするために交渉としてそれを使うわけでしょうから、だから、今ほとんど決まったものはないと理解していいんですかね。ここに、大江首席交渉官代理が「我々に残されている時間がそれ程ないので」とか書いてあるものですから、何かもうあと大詰めのような気がしているんですけれども、何も——ある程度の話は決まっているけれども、決着までは行ってないということなんですかね、一つ一つのパーツも、という理解でいいんですかね。

○小原企画課長 それぞれの項目ごとによ

って、交渉の決着のもうぎりぎりまで行っているのもあれば、非常にまだ話がこれから詰めなくてはいけない項目がたくさんあるというものも、それぞれだというふうに理解しております。

○早田順一委員 だけん、100まで行くうちの——100まで行ってないということですね、全部、全てにおいて。80があったり、90があったり、20があったりと、それがいっぱい交渉事が残っているということですね。そういう……。

○藤川隆夫副委員長 ということでは、それじゃ、ほかに質疑は。

○村上寅美委員 部長に尋ねるけど、これはもう国会だから、我々にはもう権限はないんだよな、実態は。要望する以外は、立场上。権限はあるの、ないでしょう。根本的なこと、基本的なこと。

○島崎企画振興部長 基本的には国と国との交渉になるので、それはやはり決めるのは国、政府になります。

○村上寅美委員 だから、TPPそのものに僕は反対じゃないんですよ。TPPそのものに。しかし、恐らく僕は、近い将来、これはもう総理同士が会ったら、見通しとしては、野球の評論家じゃないけど、決まるよ、これは。見通しとして決めざるを得なくなる。

だから、我々に権限はないから、我々は、地元選出の国会議員の先生方を通じて、やっぱり地方の意見を、要望というかな、この道しか残されてないわけだな、結論から言えばね。

だとするならば、やっぱりこれが決まった場合——ガット・ウルグアイ・ラウンドで米問題をやったでしょう。そのときも、7年後か、言ったけど、やっぱり韓国と日本では大分格差が出たわな、交渉の段階で。そういう過程も踏まえながら、権限はないけど、今円安で、ほとんどが東京の中央、上場会社等々は、非常に稼いでいるし、豊かだと。ところが、地方はどうかというと、地方はもうそれを丸かぶりしているような状況。でしょう、実態は。地方はよくなったという県は一つもないね。

そういうことを考えるならば、このTPPの交渉は頑張ってもらっても、やっぱり熊本県は特に農業県ですよ。恐らく、北海道と、九州も福岡を除けば、これはもう全く犠牲者ですよ。犠牲者という言葉を使ってもいいと思う。だとするならば、今のうちに、全国知事会とか議長会とか、それから、我々の委員会にしても、やっぱり国に対して、TPPの条件もさることながら、やっぱり農業をどうするのかと。農業の位置づけをどうするのか。やっぱり食料自給率50%と決めたのも国ですよ、アバウトは。しかし、中身が詰まってない。

そういう段階で、先に走って、一時金を何百億、何千億てつかみ金をやったってしようがないよ、これは。これだって、実現は7年後かな、10年後かな。時間があるでしょう。この間に何とかせえというような話であって、だから、日本農業をどうして——ばらまきのあれじゃなくて、専業農家をどうして守っていくかというようなことを、日本農業として、農水省を中心にまとめるのが先ですよ、これは。永続的に。

だって、水と空気と一緒にじゃない、農業は。食文化もなくなってしまう。ただTPPの5品目の次元じゃないですよ、我々に

言わせれば。その辺のところを国がどういうふうに考えているか、事務レベルとしても研究してもらいたいと思うね。

我々は、我々で、この政治の世界で、やっぱり地元選出の国会議員を初め、あるいは族議員を初め、要求はしていこうと思うけど。だって、国会決議だから、国会で決まるんだから。どうね、僕のあれは。感想でよかたい、答えはなかるうけん。

○島崎企画振興部長 私、こちらに参りしてから、本県にとって、農林水産業ですとか、今重要な交渉分野になっているところが、非常に死活的な役割を担っていることを認識しております。

その上で、私、勉強いたしましたところ、我々レベルでもと先生おっしゃいましたけれども、県議会の皆さん方からの要望書もございますし、それは国のほうの国会の衆議院と参議院の農林水産委員会の決議というのを非常に尊重してやっていくということにもなっていますし、その動きというのは非常に——当然、交渉担当者としても、一般的に言えば、踏まえないと——先ほど、全く何もと私答弁しましたけれども、要するに、担当官が合意した後は、国会での承認、プロセスがございますので、そこは説得にかからないと思いますけれども、そういうプロセスはございます。

ただ、やっぱり交渉するわけですので、そこのところは十分に国内的な情勢を踏まえた上でやるべきですし、実際やろうとはしているんだと思います。

それから、要望の中に入っています農林水産分野に関するビジョンというのをしっかり明確にした上で交渉して、あるいは交渉妥結をしてほしいということと、それから、情報提供に努めてほしいというところ

については、こちらの本県でも強く要望しているところとして、全体的を射ているとは思いますが。というのが私の感想でございます。

○村上寅美委員 この辺を、もう我々も常に請願も要望も出しているから、ぜひやっぱり地方を——安倍さんも、東京があるいはトップ企業が円安でというようなことを、一時そういう状況の中で景気がいいということを経済の景気という、とんでもない話。熊本県は、99%1次産業ですよ。中小企業と農林水産ですよ。ほとんどの日本がそうじゃない。東京だって、90数%は中小企業と言うよ。東京だって。そこに日が当たるような政策をやっぱり国にとってもらいたいと思いますね。答弁は要りません。要望ですから。

○松岡徹委員 前回のこの委員会でも議論になりましたけれども、今部長もお話があったように、結局は我々が考える基準としては、衆参農林水産委員会の決議と同時に、熊本県議会として、交渉に入って、こういうスタンスでやってほしいということを求めた12月19日の県議会の決議というのがありますよね。ここら辺が、交渉に入った段階では、やっぱり基準じゃないかなと私は思うんですね。

その上で、前回もちょっと前の部長と議論になったんだけど、甘利TPP担当大臣が、いわゆる日米共有の方程式という表現をしているわけですが、具体的に、1つは、具体的に関税率をどう煮詰めていくか。それから2つ目に、関税を引き下げる期間や方法をどういうふうにして煮詰めていくか。あと3つ目に、セーフガードね。これを日米共有の方程式という形で

大臣はおっしゃっていたわけですが、それは一つの到達点だと、大臣の考えではね。

その上で、いわば日本としては、牛肉とか豚肉とかさらに引き下げて、そして今度の閣僚級協議に臨んだと思うんですよね。臨んだわけですよ。ところが、いわば引き下げ提案をして議論しようとしたら、アメリカの対応はそれどころじゃなくて、自動車を持ち出してきたということですよ。

だから、これは、こうなってくると、そもそも、いわば農産物、牛肉、豚肉などの壁があるのに、自動車まで持ち出してきたという点で見ると、大臣が言う日米共有の方程式という捉え方が、もう本当に行き詰っている、大きな壁にぶつかっているというふうに見るべきじゃないかなと思うんですけれども、部長、見解はその辺はいかがですか。

○島崎企画振興部長 先ほど課長からの説明にもありましたが、甘利大臣が行ったときの交渉ですね、多分御指摘は。

この9月23から24で、相当、私が新聞報道も通じて見ると、お互いがお互いのことを非常に、相手の問題において交渉が進まないんだということを言い合うような状況だというのは、一つ考えると、相当、委員御指摘のような、何か崩れていると捉えられる状況なのかもしれません。そこは確たることはわからないんですが。

他方、この資料の8ページにも載っておりますが、バイデン米国副大統領による安倍総理表敬というのを見ますと、双方が歩み寄るという姿勢が必要であるという言葉が、まあ交渉なので、歩み寄るというのはもともと当然やられることなのかもしれないのですが、そういうことを確認

しなきゃいけないような状況であるということは、そのものが、御指摘のように、非常に難しい局面にあるんだなと思っていて、非常に難しい交渉をした後でこういうフォローが入るというのは、まさしく、多分共通の認識になっていると思いますけれども、物すごいせめぎ合いの中で動いているんだなというのが私の認識です。

○松岡徹委員 僕の分析では、結局は、牛肉とか豚肉は少々の譲歩ではだめという、かなり強い姿勢があるんですよね。いろんな、アメリカ——結局、大統領に権限が委ねられてないから、議会の承認を得なければ、この交渉がどれだけまとまっても、議会がだめだと言え成り立たないんですね。議会の力関係を見ると、この交渉を審議する歳入委員会なんかのメンバーを見ると、もう牛肉、豚肉の生産の多い上位5州の代表が4割ぐらい占めているような、そういう歳入委員会の構成になっているわけですよ。

だから、とても、いわばそこで——そこでは、とにかく全部認めぬなら、このTPPは日本抜きでやるぞというような意見なんかをがنگん出ている状態で、そこら辺のところ前提としてあると。だから、僕は、自動車を持ち出してきたんじゃないと思うんですね。

それから、今度は11月に中間選挙があるじゃないですか。そして、それが終わったら、来年になったら、もう大統領選挙ですから、アメリカは、2年間。そうすると、このTPP交渉は、日本が完全に白旗を上げる以外に成り立たないことになってくるというふうに見るべきじゃないかと思うんですけれども、その点はいかがですか。

○藤川隆夫副委員長 みんな非常に答弁しづらいと思いますけれども、島崎企画振興部長。

○島崎企画振興部長 ちょっとそこまでの、何というか、詳細な認識というのは、有するにはちょっと、もちろん政府から提供される情報も多いものではないので、ちょっと私が意見を明確に言うというのは難しい……。

○松岡徹委員 具体的なあれで、方程式の3番目のセーフガード問題ですけれども、実際、セーフガードが日本で導入されたのは、中国との関係で、ネギと生シイタケとイグサで、半年だけ結局は暫定セーフガードということでやったんですけども、僕は、当時、農水省に行って、2時間ばかり課長クラスの人と話し合っ、農水省も、絶対セーフガードやりますと。その帰りに熊本県の農水に寄って、熊本県もそれで頑張りますと言ったけれども、結局は首相の判断で先送りになって、そして暫定になったわけですよ。

今度の日米交渉でも、やっぱりセーフガードについては、かなりきつい、強い姿勢を示しているんですよ。だから、この方程式の3番目もかなり厳しいと。ここで譲れば——これは農業振興課になるのかな。イグサでセーフガードは、半年間だけの暫定セーフガードだったけれども、実際何の役にも立ってないというか、一番多いところから今までは、どのくらいイグサが、いわば面積とか農家数が減っているかというのは、以前資料を要求したことがありますけれども、どなたかわかりますかね。

○藤川隆夫副委員長 イグサのセーフガー

ドの話。

ただ、中国でも、植えつけ面積が減っているという話は私も聞いてはいます。

○松岡徹委員 ちょっといいですか。それでは、僕は資料を持っていますからね。

昭和47年……

○下舞農産課長 御回答します。農産課でございます。

平成7年が作付面積が5,000ヘクタール余り、25年度の数字ですけれども、800ヘクタール余りとなっております。農家数が、同平成7年が3,500戸余り、25年度が600戸程度となっております。

○松岡徹委員 僕が持っている資料では、昭和47年は、6,260ヘクタールで、農家戸数が1万400戸、26年は、725ヘクタールで、562戸になっています。それから、面積で9分の1、農家戸数で20分の1ぐらい減っていますね。

○藤川隆夫副委員長 松岡委員のは、結局セーフガードの問題の話ですよ。

○松岡徹委員 結局は、セーフガード、よしんばセーフガードを制度で入れたとしても、実際上は発動するについてはかなり厳しいんですよ、中国の場合。アメリカも、交渉の中でセーフガードの発動についてはかなり厳しい姿勢を言っているのですね。そういう意味でも、この交渉は成り立たないと。

もう1つちょっと聞きますと、御説明であった原産地規則、知的財産、特に地理的表示問題ですね。これについては、何か——この中で、地理的表示では、農林水産関

係のものとかあるいは食品とかについて、僕が調べたところ、ヨーロッパなんかはかなり保護の制度が強くて、日本もこのヨーロッパに近くて、つい6月19日に地理的表示保護というのが成立しているんですよ。それでは、大体ヨーロッパ的な地理的表示を守るんだというような中身になっているんですけどもね。

ところが、アメリカとかオーストラリアのいわば新大陸というところは、大体地理的由来というのじゃなくて、企業由来というのが大体考え方のベースにあって、とても——まともに交渉すれば、6月19日に成立した地理的表示法を変えなきゃならぬようなことになるんじゃないかというふうに思うんですけどもね。そこら辺は、何か情報は得ていますか。

○小原企画課長 済みません、その地理的情報については、ちょっと情報は今のところ持ち合わせておりません。申しわけございません。

○松岡徹委員 結局は、この前成立した法律がその地理的表示法なんですけれども、結局は、日本のいろんなところでできた農産品とか何かは、地理的表示をして保護するんだと。これはTPPの交渉対象になっているんです。この前法律ができたのを変えなにかぬようなことになるんですよ。

私の結論ですけども、国会決議や県議会の決議、それに基づいて交渉が進められてきましたけれども、今の状況を見ると、私は、村上委員もおっしゃったように、日本の農業とか、中小企業とか、国民健康保険という、いろんなのを守る上では、このTPP交渉はもう撤退するしかないということをお願いして……。

○藤川隆夫副委員長 松岡委員の意見として。

○村上寅美委員 俺は撤退せえとは言いよらぬけん。

○松岡徹委員 あなたは言いよらぬけど、僕が言いよるわけで。

○鬼海洋一委員 2つだけ質問したいと思います。

先ほど、ここの7ページで、二国間会合の中で、私は、市場アクセス、非常に重要な問題だというように思っているんですが、市場アクセスについても着実な進展を見ることができたという表現を使っていますが、なかなか、じゃあ何がどういうぐあいになったかというのは、表現は難しいというふうに思うんですけども、この辺がもう少し説明できるものがあれば説明いただきたいというのが1点です。

それから、今も話されておりますように、このTPP問題というのは、非常に特異な問題、取り組みだというふうに思っているんですね。ベールの中で審議をして、そこで決まって協定をして、それがある日突然出てきて、それがそれぞれの国会の中で議決するという、ですから、その意味では、国民であり、我々地方議会等についても、なかなかこの問題の進展について意見を、先ほどから話があるように、影響を求めるといのは非常に難しいんじゃないかというふうに思っているんですが、ただ、その中でも、交渉の進め方について非常に懸念することがあります。

このTPP全体でどうするかという議論が今まで進んできて、特にアメリカあたり

との関係では、ここに書いてありますように、交渉官会合等なされてきているわけですが、戦略的に、TPPに至る前に、この中でも何回か私は言いましたけれども、つまり二国間協議、これを先行させながら、そして、それを全体化してTPPに影響させるという、戦略的な対応というのがなされてきたんじゃないかというふうに思っています。

ただ、その中で、非常に懸念するというふうに言いましたのは、例えばオーストラリアとの肉の協議等もそうですが、ここで関税交渉、または関税にかかわる交渉がなされてきて、だんだんだんだん関税率は下がっているじゃないですか。二国間の中で関税は下がってきている。それをどういうぐあいにカバーするか、セーフガードでカバーするんですよと、今お話しのとおりですね。

しかし、それが機能するかどうかということと、だんだんだんだん下がってきている状況を考えれば、今セーフガードはどういうぐあいに発動されるかということを考えてみると、ほとんどセーフガードそのものが機能しないんじゃないかというような見方もある。

そうすると、もう既に二国間協議の中で決まっていることを、TPPというその大きな局面の中で、その数字が仮に適用されたにしても、もう日本の畜産業界というのは壊滅的な打撃を受けるという状況まで来ているんじゃないかと。

そういう意味において、この二国間協議の進め方と、戦略的にそういうものが一つの流れとしてできていることについて、いかがなものかというふうに思っているんですが、その2点について、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○小原企画課長 市場アクセスの1点目の状況でございますが、確かに委員がおっしゃったとおり、詳しい状況はわからないところでございますが、ベトナムのハノイ、9月に行われた澁谷審議官のブリーフィングの中では、若干語られている部分については、事務方による——個別の交渉官ですね。事務方によるバイの協議、要するに二国間協議は行っている、ラインごとの交渉を本格的に始めた国もあれば、最終段階の詰めというような議論を行っている国もあるということで、やはり、最初も早田委員の御質問に答えたとおり、いろいろな程度があるということを発言されておられます。

それから、後半のちょっと御質問につきましては、二国間の……。

○藤川隆夫副委員長 二国間協議の中での進め方とか戦略とかはという話です。

○鬼海洋一委員 もう既に二国間協議で決まっている内容等についても、もう日本の畜産なんていうのは壊滅的な打撃を受けるような内容で進んでいるわけですし、それをまたTPPに全体として置きかえるという状況になれば、これは、そういう二国間協議を先行させながらTPPを結びつけるという戦略そのものが問題なのではないでしょうかということで、その辺の協議のありようについていかがお考えでしょうかという質問ですね。

○島崎企画振興部長 協議手法として、一般的にですけれども、多国間の中でその二国間を局面に応じて利用していくという方法は、もちろん古来からとられてきてはいると思います。

今回どうなのかというコメントは差し控えたいですけれども、基本的に、先ほども述べました、日本の国益ですとか、あるいは国会のほうで御決議いただいたりしているラインを大きく踏み越えるようなことが、二国間というものを通じて多国間に大きな影響を与えるような交渉の手法及び結果になるんだとしたら、それは決議などを反映してないということですので、得策ではないという結論になるんじゃないかなとは思っています。

○鬼海洋一委員 まあ、そういうことだろうというふうに思うんですね。

この交渉の経過を見てみますと、さっき言ったように、ある日突然ベールからはがされて、決まったものを国会決議するというようなことになっていくわけでして、今のアメリカの状況を見てみると、とてもじゃないけれども、今米をしとったところが、突然自動車が出てくるということですから、自動車について、アメリカは譲歩するなんてことはほとんど考えられない話ではないかというふうに思っているんですね。

そうすると、何かできないものを行っているような感じがするわけですが、その意味では、この交渉そのものが意味があるのかなというような気持ちを持っているということを感じとして申し上げまして、終わります。

○藤川隆夫副委員長 ほかに質疑はありますか。よろしいですか。

なかなか進んでいないところの話だろうと思いますので、議論もなかなか深まらないとは思っています。

○山本秀久委員 ここで議論してもだめだ

って。意見書を出せばいいんだよ。

○藤川隆夫副委員長 それでは、質疑はこれで終了いたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りします。

本委員会に付託の調査事件については、審査未了のため、次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫副委員長 御異議なしと認め、そのようにいたします。

次に、その他に入りますが、何かございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫副委員長 なければ、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時19分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

TPP対策特別委員会委員長